


五島市議会ハラスメント防止条例に基づく取組状況の公表

○五島市議会ハラスメント防止条例第11条の規定に基づき、取組状況を公表します。
(取組期間：令和7年2月1日～令和8年3月31日)

(1) 研修の実施状況

日 時	令和7年12月5日(金) 午前11時30分～(35分程度)
内 容	「政治分野におけるハラスメント防止研修」(動画視聴研修)
講 師	内閣府男女共同参画局公式YouTube動画 URL: https://www.youtube.com/watch?v=PjLN17TKmwY 
参加人数	18名/18名(R8.3.31現員数)

(2) 「五島市議会ハラスメント専門相談窓口」の対応状況

相談・助言					対 応	
1件	パワハラ	セクハラ	マタハラ	その他	調査	被害防止措置等
	1件	一件	一件	一件	一件	一件

(注) ・相談はあったものの、ハラスメントに該当しないものとして判断された。
・対応状況の詳細はプライバシー保護のため、非公開とする。